

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。  
・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。  
・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和4年7月15日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
事務の概要	<p>【概要】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法で定める精神障害の状態にあると認められた者に対して精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】            ・精神障害者保健福祉手帳申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務            ・精神障害者保健福祉手帳返還に関する事務            ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務            ・精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届の受理、審査及び届出に対する応答に関する事務            ・精神障害者保健福祉手帳障害等級変更申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務            ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p>
システムの名称	手帳・自立支援医療管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳申請者・所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号利用法第9条第11項 別表第一 14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 25の項 ・特定個人情報の提供 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	長崎子ども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課
所属長の役職名	長崎子ども・女性・障害者支援センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・長崎子ども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 所在地：〒852-8114 長崎市橋口町10-22 電話番号：095-846-5115 ・総務部県民センター 所在地：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号：095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎子ども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 所在地：〒852-8114 長崎市橋口町10-22 電話番号：095-846-5115

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	3. 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第6号から同条第12号まで	○番号利用法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号から同条第8号まで	事後	法令改正に伴う変更
平成28年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第12条第1号ニ、同条第3号ニ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口 ○番号法別表第二第116の項に係る主務省令は未制定です。	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 100の項、140の項、160の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第12条第1号ニ、同条第3号ニ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口 ○番号利用法別表第二の100の項、140の項、20の項、53の項、85の2の項、108の項の改正規定は番号利用法附則第1条第5号の規定の日に行われます。 ○番号利用法別表第二の前記の未施行各目及び116の項に係る主務省令は未制定です。	事後	法令改正に伴う変更
平成28年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 10の項、140の項、160の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第12条第1号ニ、同条第3号ニ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口 ○番号利用法別表第二の100の項、140の項、20の項、53の項、85の2の項、108の項の改正規定は番号利用法附則第1条第5号の規定の日に行われます。 ○番号利用法別表第二の前記の未施行各目及び116の項に係る主務省令は未制定です。	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 100の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第12条第1号ニ、同条第3号ニ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第3号口、第55条第1号子、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第10号ニ、第59条の2第1号子、同条第2号から第5号	事後	法令改正に伴う変更
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長崎市江戸町2-13	長崎市長上戸3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和1年6月28日	リスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年8月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 10の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号子、同条第6号ホ、同条第8号子、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号子、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第10号ニ、同条第11号	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 100の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号子、同条第6号ホ、同条第8号子、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号子、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第10号ニ、同条第11号	事後	法令改正に伴う変更
令和2年8月24日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和2年8月24日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和3年8月5日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号利用法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号から同条第8号まで	○番号利用法第9条第1項 別表第一 14の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和2年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 10の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 主務省令で定める事務 第18条 主務省令で定める情報 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号子、同条第6号ホ、同条第8号子、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号子、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第10号ニ、同条第11号	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 100の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和2年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 10の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項	○番号利用法第19条第8号 別表第二 特定個人情報の照会 25の項 特定個人情報の提供 100の項、140の項、160の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更